

# ○一関工業高等専門学校蒸気暖房取扱規則

(昭和44年12月12日制定)

第1条 一関工業高等専門学校における冬期の蒸気暖房（以下「暖房」という。）の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

第2条 暖房期間は次のとおりとする。

学 校 11月15日から翌年4月20日まで  
ただし、日曜日及び祝日等の休日を除く。

第3条 暖房の送汽時間は下記のとおりとする。ただし、室温の状況により暖房の送汽を停止することがある。

時間		曜日	月 ~ 金
		送汽時間	学 校

第4条 前2条の規定にかかわらず、特に必要があるときは期間及び時間を延長又は短縮することがある。

第5条 暖房期間中、送汽箇所において1日以上全員不在の場合は、不在直前に各火気取締責任者又は各室担当者がラジエター等の閉止を行うものとする。

第6条 この規則に定める暖房以外の暖房機器の取扱いについては、この規則を準用するほか、一関工業高等専門学校防火管理規則（昭和47年3月14日制定）第12条に定めるところによる。

## 附 則

この規程は、昭和44年12月12日から実施し、昭和44年4月1日から適用する。

## 附 則（昭和57年3月29日規則第3号）

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

## 附 則（平成8年2月2日規則第6号）

この規程は、平成8年2月2日から施行する。

## 附 則（平成20年3月31日規則第121号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月14日規則第8号）

この規則は、平成29年7月14日から施行する。

附 則（令和3年3月4日規則第20号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。